

石油・天然ガス開発事業
推進に係る
政策要望

平成29年6月

石油鉱業連盟

目次

前文	1
1. リスクマネー供給等の機能	4
2. 政府・JOGMECの事業運営	7
3. 政府系金融機関の開発資金融資等	8
4. 産油国・産ガス国及びG7等消費国との関係強化	10
5. 国内石油・天然ガス資源開発	11
6. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発	13
7. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備	14
8. 石油・天然ガス開発税制	15

(1) 基本認識

石油鉱業連盟は、我が国のエネルギー・セキュリティー基盤を強化することの重要性がますます高まるなかで、自主開発比率目標（2030年に40%以上）を実現すべく、当連盟加盟会社とともに国内外において石油・天然ガス開発事業の推進に引き続き取り組んでいる。

近年の油価低迷により、2015年及び2016年の世界の石油・天然ガス投資は2年連続で縮小した。この低油価・ガス価を背景とした石油・ガス権益の資産価格の低下や産油国国営企業が株式を開放する動きの顕在化等を踏まえ、昨年11月には、「石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下 JOGMEC）法」が改正され、海外資源企業買収や開発案件等への支援追加等、機能が強化された。当連盟は、中長期的な観点に立って非在来型石油・天然ガスを含む供給ソースの多様化等を図るという国の方針の下、本邦民間企業各社が以下の取り組みを念頭においた経営戦略を描き、バランスのとれた資源アセットの積み増しを目指すことが極めて重要であると考えている。

1. 権益取得・企業買収による戦略的な油・ガス田資産の構築
2. コスト削減・生産性向上に資する技術革新
3. 環境対応を伴う技術力・経済性の両面での国際競争力強化

他方、当連盟加盟会社の財務状況も大幅に悪化し、投資の抑制を余儀なくされており、かかる状況の下、当連盟加盟会社の上記取り組みをより効果的に取り進め、我が国企業の権益拡大に繋げるためには、改正 JOGMEC 法に基づき国によるリスクマネーや開発資金等の供給を実行し、必要な予算措置の拡充を通して、官民一体となった協力体制の強化が必要不可欠であると認識する。

(2) 石油・天然ガスをめぐる国際的環境

1 バレル当たり 100 ドル超であった原油価格は、2014 年後半から下落し、一時は 30 ドルを下回る水準まで急落した。2016 年 9 月の OPEC 臨時総会、11 月の OPEC 総会、12 月の OPEC・非 OPEC 閣僚会合を経て、今年 1 月から 6 ヶ月間の OPEC・非 OPEC による約 180 万バレル/日の協調減産が合意されたことを受け、原油価格は 12 月以降 50 ドル台まで値を戻した。その後、協調減産が高い水準で順守されているにも拘らず、過剰在庫の解消遅延と米国シェールオイルの生産回復を受けて、油価は一時 50 ドルを割り込み、現在も 50 ドル台を挟む水準に留まっている。

中長期的には世界のエネルギー需要は、新興国等の経済発展により増大が見込まれ、油価は、徐々に上昇に向かうとの見方が一般的ではあるが、油価の回復時期や水準については、米国のシェールオイル増産、原油在庫の高止まり、OPEC 等による協調減産の動向等の需給ファンダメンタルズ要因、並びに中東情勢等地政学的リスクの拡大もあり、不透明感が増している。

また、一時沈静化していた中国等新興国の資源獲得に向けた動きや産油国の資源ナショナリズムは、依然として衰えを見せていないこと、残された探鉱ポテンシャルは限られ、プロジェクトの技術的難易度や事業リスクが増加していること等、上流事業を巡る事業環境は極めて厳しい状況にある。

2015 年 12 月の COP21 合意を受けた地球温暖化対策を加速する動きに関しては、米国の離脱という不確定要素が出てきたものの、長期的には環境負荷が比較的少ない天然ガスの探鉱・開発の重要性がより高まると見込まれるとともに、対策の切り札である CCS 技術の確立と事業化や、水素、再生可能エネルギーの導入促進が大きな課題となると考えられる。

(3) 日本のエネルギー状況

国産の石油・天然ガスは、日本の供給全体に占める割合は僅か（2015年度において原油 0.3%、天然ガス 2.5%）であり、既存油ガス田の減退傾向が見られるが、小資源国である我が国における最も安定した資源であり、また、その操業基盤は、我が国企業が海外において事業を推進していく上での技術力向上に大きく貢献していることから、国内石油・天然ガス開発の在り方及びその支援体制を再検討・再構築すべきというのが官民共通の基本認識となっている。こうした中で、既に政府は「改正鉱業法レビュー」の実質的取りまとめ作業を終了し、引き続き 2018 年に向け、「海洋基本計画」及び「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定を控えた検討に着手している。

石油については、国内需要は減退傾向にあるものの、依然として我が国の主要な一次エネルギー源としての役割を果たしている。国内探鉱・開発の促進と共に、海外を含めた供給網の強靱化のため、資源外交等を通じた供給源の多角化、産油国との協力関係強化、産油国共同備蓄等の推進が不可欠と考えられる。天然ガスについては、低い環境負荷という観点から、今後更なる需要拡大を図るべきエネルギーである。世界的には、アジアを中心に LNG 需要が更に拡大することが見込まれ、柔軟で流動性のある LNG 市場の発展が必要となっている。

このような状況において、当連盟は本年度の政策要望をとりまとめた。当連盟の意図するところをご理解いただき、政策に反映されることを願います。

1. リスクマネー供給等の機能

(1) 改正 JOGMEC 法の的確な運用

国内外の探鉱活動を促進するため JOGMEC を通じたリスクマネー供給等の政策支援が行われているところであるが、大きな外部環境の変化に直面する中で長期的な視点でのエネルギー・セキュリティの確保を目指すため、昨年 11 月 JOGMEC 法が改正され、開発案件及び企業買収を含む機動的な権益取得活動への支援等の新たな機能が付加された。他方、本邦上流企業は、もともと欧米メジャーや新興国国営石油会社に比べ財務基盤が脆弱であったことに加え、ここ数年の油価低迷による業績の悪化の影響を受け、バランスシート対策としての投資の見直し等を余儀なくされてきた。こうした中、見直し後の投資予算の大半は既に意思決定済みの開発事業等に充当せざるを得ず、自己キャッシュフローの中から新規案件に振り向けられる原資が限られ、新規プロジェクトの積極的発掘をスローダウンせざるを得ない状況が現在まで続いている。以上の現状を踏まえ、これらの新機能等を、民間としてより有効に活用するためにも、以下の施策の実現を強く要望する。

1) 出資機能

①企業買収及び開発案件に対する出資

JOGMEC 法改正に伴い、企業買収に対する JOGMEC 出資に加え開発段階への JOGMEC 出資も可能となった一方で、JOGMEC の案件採択審査において、外部専門家による資産評価や第三者委員会による審査を追加するなど、審査・ガバナンスの強化も図られた。これらの出資採択審査・手続き、その具体的運用等に関し、民間のニーズを踏まえた上で柔軟かつ円滑に取り進められることを要望する。

特に、既存開発案件に対する JOGMEC 出資の適用により、民間としては当面

の低油価で限定されるキャッシュフローの中から、より多くの資金を企業買収・資産買収等の新規案件に振り向けることが可能となり、加えて新規の企業・資産買収への JOGMEC 出資を活用することで、日本にとっての優良資産獲得の機会拡大に繋がるものと考える。

② 開発・生産段階の資産買収に対する出資の高率（75%）適用

JOGMEC 法改正により、資産買収について高率出資制度（上限 75%）が可能となったが、埋蔵量に関する数量要件以外のオペレーターまたは準オペレーターといった条件については、探鉱案件と同様、一定の要件を充足する場合は、ノンオペレーター案件でも当該制度が適用しうるよう要望する。

③ 探鉱・開発・企業買収・資産買収案件への出資のための必要十分な原資の確保

既採択プロジェクトに対するスケジュール通りの出資実行とともに、新規案件採択が機動的に行われるよう、必要十分な原資（JOGMEC による資金支援枠）の確保を要望する。具体的には、資産買収及び今回の法改正で新たに出資対象メニューに加わった企業買収出資、開発出資も含めて、政府予算の獲得を通じた資金手当てを行うこと、JOGMEC 保有株式の売却収入や受取配当等を新たな JOGMEC 出資原資に振り向けることや、政府保証付民間借入等の機動的な活用等によって、民間のニーズに対応するために必要十分な原資を確保することを要望する。

④ 出資対象となる事業資金範囲の拡大

国際協力銀行協調融資の利払い及び債務保証料の民間部分並びに販管費を含む「事業に必要な資金」の 50%(一定の条件のもと 75%)を出資対象とするよう制度を見直すことを要望する。

2) 債務保証機能

① 保証料率の引下げ及び料率算定体系の見直し

昨今の開発案件のリスクが相当程度まで軽減されていることに鑑み、債務保証基準料率（現行 0.8%/年）をリスクに見合った水準に引き下げることを要望する。また、保証額による料率逡増や非出資案件に対する料率加算等について、リスクの度合いとの合理性の観点から見直すことを要望する。

② 保証対象となる事業資金範囲の拡大

国際協力銀行協調融資の利払い及び債務保証料の民間部分並びに販管費を含む「事業に必要な資金」の 50%(一定の条件のもと 75%)を保証対象とするよう制度を見直すことを要望する。

③ 債務保証枠の確保と採択基準の弾力的運用

開発資金に対する JOGMEC の債務保証枠を安定的に十分確保する（保証料収入の基金組入れを含む）とともに、油価低迷が JOGMEC の採択審査基準に影響し、それが開発移行の断念や先送りにつながってしまうことのないよう、債務保証及び出資採択審査基準を弾力的に運用することを要望する。

④ 追加債務保証採択

石油・天然ガス開発事業に特有の地質的・経済的・政治的リスクの顕在化や油価低迷の影響を受けて、既債務保証採択プロジェクトにおいても追加借り入れが必要となった際に、追加債務保証が可能となるよう制度を柔軟に運用することを要望する。

3) その他の JOGMEC 支援機能

① 産油国協力事業等技術支援事業、海外地質構造調査、直接利権取得制度等の拡充

将来の権益取得を目指し、低油価の影響を受けている産油国側のニーズ等に応じて、上記制度を積極的に運用、拡充することを要望する。

② 操業現場技術支援事業の拡充

低油価局面におけるプロジェクト経済性向上のためには、抜本的な技術開発の重要性が高まっており、また、日本企業の技術力を高めるためにも、一件あたりの事業規模拡大に向けた本制度に対する予算拡充を要望する。

③ E&P 関連人材育成

日本の E&P 技術者全体の技術力水準向上の為、新卒技術者の合同研修の場・機会の設定を始め、本邦業界全体として若手技術者へのスキルの継承を拡充すべく、TRC を保有する JOGMEC が引き続き支援・協力することを要望する。

2. 政府・JOGMEC の事業運営

(1) 民間主導原則の維持

政府・JOGMEC は出資先会社に対して民間主導の原則を従来どおり維持することを要望する。

(2) 採択基本方針・審査基準運用の透明性及び手続きの迅速性の確保

昨年 12 月の石油・天然ガス小委員会の議論を経て、「JOGMEC 出資（資産買収を含む）及び債務保証対象事業の採択等に係る基本方針について〈石油天然ガス分野〉」（採択の基本方針）が 8 年ぶりに改訂されたが、個々の案件の採択にあたっては、我が国のエネルギーの安定的・効率的な供給確保の意義が認められる有望案件を広く採択対象とするよう要望する。

また、制度運用にあたっては、今後とも厳正な審査を前提としつつ、迅速化と一層の効率化を図り、ビジネス実態に応じた利用しやすい制度となることを目指し、民間企業の要望を聴取して反映していくことに加え、生産開始予定の

タイミングの差を考慮した案件評価時の柔軟な油価前提の採用を要望する。

(3) 保有株式の主要民間株主等への売却

1) 政府に引き継がれた旧石油公団保有株式の売却にあたっては、先買権の取り扱いに関する旧石油公団保有資産売却時の扱い（旧石油公団時代からの合意・了解事項を含む）に準じて、適切に売却されることを要望する。

2) JOGMEC に引き継がれた旧石油公団保有株式及び JOGMEC の追加出資、並びに今後 JOGMEC が採択・出資するプロジェクト会社の株式については、JOGMEC の新規採択案件における出資基本契約に明記された原則に基づき、開発移行が決定され民間企業が要望する場合には適切に売却されることを要望する。

(4) JOGMEC の評価

JOGMEC の評価にあたっては、長期的な観点に立ち、高いリスクに挑戦する民間企業の支援を行う JOGMEC の役割が十分に機能することを要望する。

3. 政府系金融機関の開発資金融資等

(1) 融資枠の確保

巨額の資金を必要とする石油・天然ガス開発事業にとって、国際協力銀行の政策融資制度は、極めて重要かつ不可欠な役割を果たしており、良好な開発権益取得に迅速に対応し、またプロジェクトの巨大化等を踏まえ、円滑な資源金融機能が発揮されるよう、十分な融資枠の確保を要望する。

(2) 返済条件の弾力化

石油・天然ガス開発事業に特有の地質的・経済的・政治的リスクを踏まえ、対象プロジェクトの着実な実施を図るために、必要に応じて返済条件の弾力的

な運用を要望する。

(3) 産油国に対する資金協力

近年では海外権益取得等にして、産油国政府・国営石油会社等から様々な資金協力（開発費負担、関連インフラ整備等）が要求されている。権益付与が実質的に資金協力とパッケージとなる場合は、政策金融による積極的対応を要望する。

(4) 国内石油・天然ガス開発資金利子補給金制度

国内石油・天然ガス開発等に伴う、開発事業者の金融機関からの借入金に対する利子補給制度については、引き続き需要に見合った予算枠の確保を要望する。

(5) 日本貿易保険による保険引き受け

「資源エネルギー総合保険」が広く活用されるために、個別のプロジェクトに応じた相談への積極的対応、カントリーリスクに対する弾力的な対応を要望する。

(6) 関係機関間の連携強化

厳しい資源獲得競争の中で民間企業が新規有望鉱区を獲得、開発していくためには、関係公的機関からの支援パッケージ（出資、融資、保証・保険）がタイムリーかつ柔軟に構築されることが不可欠であり、JOGMEC、国際協力銀行、日本貿易保険等の関係機関間における情報共有、案件対処方針協議等の連携強化を要望する。

4. 産油国・産ガス国及び G7 等消費国との関係強化

(1) 資源外交の強力かつ戦略的な推進と G7 等消費国との関係強化

産油・産ガス国（以下産油国）との資源外交は、民間企業による新規の権益取得はもとより、既存の探鉱開発事業を円滑に推進していくための基本的な支援として非常に重要な役割を果たしており、既に我が国と資源面で関係を有する産油国との間では多面的な関係強化・深化を図るとともに、新たな資源供給国との間では長期的な視点に立った関係構築を目指して、我が国への資源エネルギーの一層の安定供給を図るため、従前にも増して強力かつ戦略的に推進されることを要望する。

また、官民による継続的上流投資を実行するためには、事業実施国における関連制度・投資環境の安定が必要であり、G7 が協調して上流投資促進に向けた取り組みを主導すること及び今後の天然ガス需要拡大を踏まえ、産ガス国のみならず消費国との関係も LNG 産消会議の場等を通して強化の上、柔軟で流動性のある LNG 市場の発展を後押しすることに資する政策の推進を要望する。

(2) 産油国を対象とする投資促進、開発支援等の事業の推進

産油国との関係強化を図るため、投資案件形成に資する調査支援、石油・天然ガス開発分野の共同研究・人材交流・受入研修、本邦民間企業の協力事業への支援等の実施の継続・拡充を要望する。

(3) LNG 事業発掘に係る事前調査費予算の拡充

産油国側から本邦民間企業を通じて要請される石油・天然ガス開発分野に関する各種調査研究事業への支援に加えて、新規 LNG 事業発掘を産油国に提案するために民間企業が行う事前調査事業への支援を要望する。

5. 国内石油・天然ガス資源開発

(1) 国内石油・天然ガス資源開発の促進

国内石油・天然ガスは、我が国のエネルギー安全保障上、最も安定的な供給源であり、これを確保するために陸域及び本邦周辺海域の探鉱・開発を促進し、自給率の向上に資することは重要な政策課題である。また、国内での開発は、技術の開発や人材の確保を通じて、我が国が内外の石油開発を推進する上での技術的・経営的基盤形成の場としても重要な役割を担っていることから、その促進を要望する。

(2) 国内石油・天然ガス基礎調査の促進

上記政策課題を達成するために、政府においては、2013年に改定された「海洋基本計画」及び「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づく三次元物理探査船「資源」の運用による基礎物理探査及び基礎試錐等が実行されているところであり、残された現行計画期間において、引き続き所期の作業が着実に実施されることを期待する。

次に、現在検討が進められている2018年以降の「海洋基本計画」及び「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定については、『本邦における石油・天然ガス等の開発の促進』という恒久的政策課題への継続的な取り組み（就中、基礎物理探査・基礎試錐制度）が堅持されることを強く要望する。

そのうえで、国内探鉱を一層促進する施策の一環として、基礎試錐の在り方につき、民間が行う試掘への補助金制度の導入を含む具体的な制度設計を行うに際しては、重要な制度変更に伴う影響の大きさにも鑑み、当連盟加盟企業等との緊密な意見交換・意思疎通を図って頂くとともに、これまでの基礎試錐制度を改めて総括したうえで、我が国における地質ポテンシャル評価、民間事業者の実情及び特定区域制度等の鉱業法の運用状況等を総合的に勘案しつつ、官民双方のニーズに合致し且つ確実に開発促進の実効性向上に資する制度を構

築するべく丁寧な検討を進めて頂くよう、強く要望する。

また、次期基本計画期間における基礎物理探査については、新たな三次元物理探査船の導入を含めた検討に加え、その運航体制を民間のニーズを踏まえつつ確立するとともに、探鉱ポテンシャルは高いものの三次元物理探査船によっても調査実施が困難な「水深 20m 以浅を含む沿岸海域」等における基礎調査も可能となる機動的な調査方式・体制を整備し、多角的な基礎調査を実施して頂くことを要望する。

(3) 東シナ海における資源開発に向けた環境整備と大陸棚延長申請のフォローアップ

東シナ海の我が国排他的経済水域において資源の探鉱開発が安全確実に実施できるよう、適切な環境整備が行われることを要望する。

また、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」に提出されていた 200 海里を超える大陸棚延長の申請に関しては、2012 年 4 月の同委員会勧告で四国海盆海域や小笠原海台海域等 4 つの海域が認められ、広大な海域に及び、経済社会の新たな成長基盤を構築することが期待される。今回の勧告で先送りにされた九州パラオ海嶺南部海域についても、今後とも必要なフォローアップが継続されることを要望する。

(4) 改正鉱業法の合理的運用とレビュー

2012 年 1 月に施行された改正鉱業法は、本年 2 月に政府による「改正鉱業法レビュー」の実質的とりまとめ作業を終了したが、未処理出願や未着業鉱区の白地化等に関し、実効性を伴った国内探鉱・開発の促進を図る観点から、民間企業の意向を十分に踏まえた運用が行われることを強く要望する。

6. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発

(1) CCS（二酸化炭素地中貯留）実施体制の確立と早期実施

CCS は、温室効果ガス (GHG) の大規模固定を可能とする手段として注目され、二酸化炭素の主要な削減技術として位置づけられている。2008 年 5 月に設立された「日本 CCS 調査株式会社」は、現在、当連盟会員会社を含む民間 35 社の株主のもとで、積極的に活動を行っている。2016 年 4 月からは年間 10 万トン以上の二酸化炭素地下貯蔵を目標に貯留層への圧入が開始され、二酸化炭素の貯留層内での挙動を観測すること等を通してモニタリングを実施している。引き続き、CCS 技術の確立と事業化に積極的に取り組むための十分な予算枠の確保を要望する。

(2) メタンハイドレート開発

非在来型天然ガス資源のひとつであるメタンハイドレートについては、2013 年 3 月に砂層型メタンハイドレートを対象に東部南海トラフ海域における海洋産出試験においてガスの産出が確認された。これを受けて、2014 年 10 月には、当連盟会員会社を含む 11 社により「日本メタンハイドレート調査株式会社」が設立され、2017 年 4 月より、同社がオペレーターを受託した第 2 回海洋産出試験が実施されている。また、表層型メタンハイドレートに関しては、日本海側を中心に調査が行われ、1700 以上のガスチムニー構造が確認されている。

かかる進捗状況を踏まえ、2013 年改定「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」で示された砂層型メタンハイドレートの商業化に向けた工程表を踏まえた技術開発、及び表層型メタンハイドレートの資源量把握に向けた取り組み等を国が引き続き先導して促進すること、加えて明年に改定を迎える「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」においても、その時点までの技術的成果等に基づき、将来の商業化に向けて、国が先導する取り組みが引き続き示されることを要望する。

(3) 地熱開発

エネルギー源の多様化の観点からは、再生可能エネルギー開発の促進も重要となることに鑑み、当連盟会員会社の保有する石油開発における掘削技術等の活用により貢献できる地熱開発に関して、JOGMECにおける地熱開発支援の推進を要望する。また、地熱開発におけるアセスメント等の期間・手続きの短縮と、試掘・開発を早期に且つ円滑に進めるための法律・制度の整備を要望する。

(4) 二酸化炭素圧入による石油増進回収 (CO₂ EOR)

石油の回収率向上を目指すとともに、二酸化炭素地下貯留により地球温暖化防止にも貢献する CO₂ EOR の積極的な導入を支援する制度（産油国における導入支援を含む）の強化を要望する。

7. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備

(1) 天然ガス供給基盤整備のための支援拡充

天然ガスは環境負荷が少ないクリーンなエネルギー源であり、東日本大震災以降、その安定供給確保の重要性はより一層高まっている。安定的かつ低廉な天然ガス供給を確保するためには、枯渇ガス田の活用による天然ガスの地下貯蔵及び当該設備につながるガスインフラネットワークの形成等が有効な手段と考えられている。

そのための LNG 気化ガスの地下貯蔵に係る法整備、枯渇ガス田の更なる活用に係る検討を推進するとともに、天然ガスの利用拡大に必要な幹線パイプラインネットワーク等の供給基盤の整備に向けた支援措置の拡充・創設を要望する。

一方、2017年4月に施行された改正ガス事業法において、全ての導管事業者に対し導管の相互接続に係る努力義務が課されたが、国が接続のための協議の開始を命じる場合等には、当該接続の費用回収等の可能性を含めた慎重な対応

を要望する。

(2) ガスシステム改革における適切な制度運用

ガス小売事業の全面自由化を柱とする改正ガス事業法が施行されたが、その運用に際しては、一般ガス導管事業と特定ガス導管事業が制度として区分された背景を十分に考慮頂き、特に、届出事業である特定ガス導管事業者に対する必要以上の規制が求められ、結果的に無用の事務コスト負担の増加等に繋がるようなことのないよう、丁寧な対応を要望する。

8. 石油・天然ガス開発税制

石油・天然ガス資源の自主開発を促進するためには、税制上の支援制度が必要不可欠であるため、以下の税制の維持・存続等を要望する。

- (1) 海外投資等損失準備金制度(租税特別措置法 55 条)の維持・存続
- (2) 減耗控除制度(租税特別措置法 58 条、同 59 条)の維持・存続
- (3) 石油・天然ガス開発に掛かる国際二重課税排除の拡充
- (4) 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設
- (5) 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

以 上

石 油 鉱 業 連 盟

石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
出 光 興 産 株 式 会 社
三 菱 商 事 石 油 開 発 株 式 会 社
伊 藤 忠 石 油 開 発 株 式 会 社
ジ ャ パ ン 石 油 開 発 株 式 会 社
ペ ト ロ サ ミ ッ ト 石 油 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
J X 石 油 開 発 株 式 会 社
サ ハ リ ン 石 油 ガ ス 開 発 株 式 会 社
ア ル フ ァ 石 油 株 式 会 社
サ ウ ル 石 油 株 式 会 社
日 揮 株 式 会 社
コ ス モ エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社
帝 石 コ ン ゴ 石 油 株 式 会 社
太 陽 石 油 株 式 会 社
日 本 カ ナ ダ 石 油 株 式 会 社

大 陸 棚 委 員 会

出 光 興 産 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
J X 石 油 開 発 株 式 会 社
石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
三 菱 ガ ス 化 学 株 式 会 社